

保有特定個人情報の開示決定等に係る審査基準

平成27年12月16日
27人（通達）第35号
令和4年3月29日
令03人（通達）第10号

（目的）

第1条 この通達は、特定個人情報の取扱いについて（27（達）第58号）第37条の規定に基づき国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）における、開示請求、訂正請求、利用停止請求された保有特定個人情報の開示決定等（以下「開示決定等」という。）に係る審査に当たっての基準を定め、もってその適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（保有特定個人情報に該当するか否かの基準）

第2条 開示請求の対象となる「保有特定個人情報」とは、機構の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、機構の役員又は職員が組織的に利用するものとして、機構が保有しているものをいう。

2 前項の「機構が保有しているもの」とは、機構が所持している特定個人情報をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は外部に委託して保管させている場合にも、当該媒体を事実上支配していれば、「所持」に当たる。

（保有特定個人情報を特定するための基準）

第3条 保有特定個人情報の特定は、開示請求書の「開示請求に係る保有特定個人情報が記録されている法人文書の名称その他開示請求に係る保有特定個人情報を特定するに足りる事項」の記載から職員が開示請求者の求める保有特定個人情報を他の保有特定個人情報と識別できるか否かにより、判断するものとし、「自己の〇〇に関する情報」（〇〇の事柄の具体性の程度による）、「機構の保有する自己に関する保有特定個人情報」という記載がされている場合は、「特定するに足りる」場合には当たらないとする。

（保有特定個人情報の開示義務等）

第4条 開示請求があったときは、次に掲げる場合を除き、開示請求のあった保有特定個人情報を開示しなければならない。

（1）開示請求に係る保有特定個人情報の全部に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が含まれているため、全て不開示とするとき（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）。

（2）開示請求手数料が納付されていない場合、保有特定個人情報の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき。

2 開示義務に係る保有特定個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

3 開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示することができる。

（本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1号関係））

第5条 法第78条第1号に定める「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とは、開示することで開示請求者本人の精神状態や病状等の悪化をもたらすような必ずしも本人の利益にならない情報をいう。なお、法第78条第1号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

（個人に関する情報（法第78条第2号関係））

第6条 法第78条第2号に定める「個人に関する情報」に該当するか否かについては、次の各号並び

に第2項及び第3項に掲げる観点から判断を行うものとする。

(1) 「開示請求者以外の個人に関する情報」

開示請求に係る特定個人情報に含まれている、本人以外の第三者(個人)の情報をいう。なお、「個人に関する情報」は、法第2条に定義される「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

(2) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

「その他の記述等」としては、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(個人番号、振込口座番号、保険証の記号番号等)等の情報をいう。

(3) 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」となるもの」

イ 当該情報単独では識別することができないが、他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものをいう。

照合の対象となる「他の情報」としては、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

ロ 特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、通例は「他の情報」に含めないものとし、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野にいれつつ、合理的な範囲で考慮するものとする。

(4) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの等、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものをいう。

2 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(法第78条第2号ただし書イ)

(1) 「法令の規定により」

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定をいう。

(2) 「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」

慣習法としての法規規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。当該情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。また、情報公開法第5条イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に含まれる。

(3) 「知ることが予定されている情報」

複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であつたため通知されていなかった場合等、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定(将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものとして考えられることをいう。)されている情報をいう。

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(法第78条第2号ただし書ロ)

不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る情報をいう。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じ慎重な検討を行うものとする。

(部分開示に該当するか否かの基準(法第79条関係))

第7条 法第79条に定める部分開示に該当するか否かについては、次に掲げる観点から判断を行うものとする。

(1) 法第79条第1項関係

イ 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合」

開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有特定個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれていた場合をいう。

ロ 「容易に区分して除くことができるとき」

(イ) 当該保有特定個人情報のどの部分が不開示情報に該当するのかという区分けが容易な場合をいう。区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合は、これに該当しない。

(ロ) 「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容を復元できない程度にマスキングを行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

(ハ) 電磁的記録について、紙に出力する場合ではなく、電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えないときは、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

ハ 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかの方法の選択については、機構が、法の目的に沿った範囲で、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して決定する。

(2) 法第79条第2項関係

イ 「開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合」

開示請求に係る保有特定個人情報に開示請求者以外の氏名等が含まれている場合をいう。

ロ 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

氏名等の部分又は開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものだけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じない場合をいう。なお、個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められるものを除く。このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても、個人の権利利益を害するおそれがないもの限り、部分開示の規定を適用する。

(裁量的開示に該当するか否かの基準(法第80条関係))

第8条 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、法第78条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、機構の判断により、個人の権利利益を保護するために開示する必要性があると認められる場合をいう。

(保有特定個人情報の訂正請求対象に該当するか否かの基準)

第9条 訂正請求の対象となる保有特定個人情報は、次に掲げるものをいう。ただし、当該保有特定個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を行った保有特定個人情報

開示決定により保有特定個人情報として開示を受ける範囲が確定された保有特定個人情報をいう

(2) 事案の移送を行った場合に、移送を受けた行政機関の長等が法第85条3項に規定する開示決定に基づき開示を行った保有特定個人情報

機構から事案の移送を受けた行政機関の長等が行った開示決定に基づき、当該他の行政機関の長等が開示を行った保有特定個人情報をいう

(保有特定個人情報の訂正義務(法第92条関係))

第10条 訂正請求があったときは、次の各号を踏まえて、当該保有特定個人情報を訂正しなければならない。

(1) 「訂正請求に理由があると認めるとき」

「訂正請求に理由がある」とは、機構による調査等の結果、請求どおり保有特定個人情報事実でないことが判明したときをいう。なお、適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるため、これに該当しない。ただし、事実関係が明らかでない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

(2) 「利用目的の達成に必要な範囲」

訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲をいう。例えば、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することが求められた場合には、訂正する必要がないと考えられる。

(3) 「保有個人情報の訂正」

「保有個人情報の訂正」とは、当該請求を受けた保有特定個人情報それ自体の訂正をいう。当該情報に基づいてなされた機構の行為の効力はその対象に該当しない。

(保有特定個人情報の利用停止請求対象に該当するか否かの基準)

第11条 利用停止請求の対象となる保有特定個人情報は、次に掲げるものをいう。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 法第61条第2項の規定に違反して、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有している特定個人情報をいう。

(2) 法第69条第1項及び第2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条、第20条及び28条の規定に違反して、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で利用又は提供されている保有特定個人情報をいう。

(保有特定個人情報の利用停止義務（法第100条関係））

第12条 利用停止請求があったときは、次の各号を踏まえて、当該保有特定個人情報を利用停止しなければならない。

(1) 「利用停止請求に理由があると認めるとき」

「利用停止請求に理由がある」とは、機構の所掌事務、保有特定個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行った上で、前条に該当する違反の事実があると機構が認めるときをいう。

(2) 「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、前条に該当する違反状態を是正することをいう。「必要な限度」とは、利用停止請求に係る保有特定個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があると、その違反の状態の是正に必要な程度をいう。

なお、利用目的外の利用を理由として、本人から保有特定個人情報の消去を求められた場合には、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用が不可能となることから、特定個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。

(3) 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止により保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が勝るような場合をいう。

(4) 「保有個人情報の利用停止」

「保有個人情報の利用停止」とは、当該請求を受けた保有特定個人情報それ自体の利用停止であり、当該情報に基づいてなされた機構の行為の効力はその対象に該当しない。

附 則

この通達は、平成27年12月16日から施行する。

附 則（令和4年3月29日 令03人（通達）第10号）

この通達は、令和4年4月1日から施行する。